

平成20年第1回砂川市議会定例会

平成20年3月10日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣言
- 開議宣言
- 日程第1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議事長諸般報告
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 特別教育行政報告（砂川高等学校の改築について）
- 日程第4 主要行政報告
- 日程第5 教育行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算  
議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算  
議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算  
[第1予算審査（全員）特別委員会]
- 散会宣言

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
中江清美議員  
武田圭介議員
- 議事日程報告
- 議事長諸般報告
- 日程第2 会期の決定  
自 3月10日  
10日間  
至 3月19日
- 日程第3 特別教育行政報告（砂川高等学校の改築について）
- 日程第4 主要行政報告
- 日程第5 教育行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算  
議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算  
議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算  
議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算  
[第1予算審査（全員）特別委員会]

○出席議員（13名）

議長 北谷 文夫 君君 副議長 東増 英吉 男章 君君  
議員 武田 圭介 君君 議員 中江 清美 君君 議員 佐藤 喜多 君君  
議員 尾辻 沢田 議員 小原 幸二 君君 議員 奥山 善一 君君  
議員 田 広 議員 熊 豊 君君 議員 岡 雅文 君君

○欠席議員（1名）

議員 矢野 裕司 君

- 議 会 出 席 者 報 告 ○
- 1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。  
砂川市川委員会委員長 佐藤 喜多 君君  
砂川市教育委員会委員長 藤 正一 君君  
砂川市選挙管理委員会委員長 多我 俊二 君君  
砂川市農業委員会委員長 奥山 善一 君君
- 2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。  
砂川市立病院副市長 小原 幸二 君君  
砂川市立病院総務部長 熊 豊 君君

兼会計管理者 井上 克也 君君  
市民部長 是西 上枝 孝一 君君  
経済部長 金 野 芳 君君  
建設部長 田 奥 山 昭 君君  
建設部技監 局長 小 侯 憲 治 君君  
市立病院事務局技監 局長 中 村 俊 夫 君君  
市立病院事務局技監 局長 古 木 信 繁 君君  
総務課長 湯 浅 克己 君君

- 3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

- 教育長 四反田 孝 治 敏  
 教育次長 宮 下 政 敏  
 4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。  
 監査事務局局長 中 出 利 明  
 5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。  
 選挙管理委員会事務局長 岡 雅 文  
 6. 砂川市農業委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。  
 農業委員会事務局 是 枝 喬  
 7. 本議会の事務局に就任する者は次のとおりである。

事務局 丸 誠 一 夫  
 次長 角 加 茂 谷  
 係長 小 田 原 弘 早 苗  
 庶務係長 石 川 早 苗

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成20年第1回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。  
 本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。  
 ○議会事務局 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、矢野裕司議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
 会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、中江清美議員及び武田圭介議員を指名します。  
 本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
 お諮りします。  
 今定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。  
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]  
 ご異議なしと認め、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 特別教育行政報告（砂川高等学校の改築について）

○議長 北谷文夫君 日程第3、特別教育行政報告を求めます。

教育長。  
 ○教育長 四反田孝治君（登壇） おはようございます。平成20年第1回砂川市議会定例会の開会に当たりまして、砂川高等学校の改築につきまして特別行政報告を申し上げます。  
 砂川市の高等学校は、砂川南高等学校と砂川北高等学校の2校でありましたが、北海道教育委員会が平成12年に策定した「公立高等学校配置の基本方針と見直し」の考え方に基づき「砂川市の高等学校のあり方を考える会」を立ち上げ、苦渋の選択の中で砂川南・北両高等学校の統合やむなしとの結論に達し、平成14年9月議会におきまして「砂川南・北高等学校の再編について」特別行政報告を行ったところであります。  
 この間現在まで、道教委との間で校舎の改築について「次期教育長期総合計画の中で検討してまいりたい」とのことから、砂川市として道教委、道議会各会派及び空知地方総合開発期成会など関係する皆様に要望を続けてまいりました。道教委が今次策定する平成20年度から平成29年度までの北海道教育推進計画（第4次北海道教育長期総合計画）は、北海道が目指す教育の基本的な理念や方向を示す北海道教育ビジョンに基づき策定されるものであり、数値目標が明示される計画となります。このことによる砂川市教育委員会に対する道教委の回答は、1、校舎改築については、これまで昭和50年以前の建築を対象に整備を進めているが、厳しい北海道の財政状況により、施設関係は法定耐用年数以上使用することを基本にして改築時期を検討することとされており、平成20年度以降の第4次北海道教育長期総合計画の期間内、道内では改築時期を迎える高校はないこと。2、砂川高等学校は、昭和56年建築のため、法定耐用年数（RC造校舎：47年）以上経過するのは平成40年度以降となること。また、平成10年度に大規模改造事業を実施しており、15年が経過する平成25年に第2回目の大規模改造時期が到来することの回答であります。

また、砂川北高等学校の跡利用につきましては、道教委の基本的な考え方は廃校となった校舎を市町村が公用、公共用に供する場合、道立移管校であるものについては過去の処分例から見れば財政協議により無償譲渡が可能であることとあります。ここで補足説明をさせていただきますけれども、道立移管校というのは砂川北高の前身であります砂川町立高等女学校から昭和20年3月、北海道庁に移管され、砂川高等女学校となったものを指すものであります。現在道教委では、旧砂川北高等学校の跡利用についての計画はないとのこととあります。砂川市といたしましても、現時点では具体的な利活用について未定であります。

以上のような状況でありますので、北海道教育推進計画（第4次北海道教育長期総合計画）の中での砂川高等学校の改築計画については、困難と判断せざるを得ない状況であります。今後とも砂川高等学校の施設整備、充実に向けましては、引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、特別教育行政報告とさせていただきます。  
 ○議長 北谷文夫君 ただいまの報告について特に質疑を許します。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、特別行政報告に対する質疑を行いますけれども、今教育長のほうから砂川高等学校の改築について道教委より非常に残念な回答があったとの報告を受けました。この道教委の考え方を今から覆すことは、ほぼ不可能でしょう。過去には本市としても要望の経緯はあったと思いますが、ここでは過去については触れませんが、当市の今後の方針について、1点のみお伺いします。

先ほどの特別行政報告の中で、旧砂川北高跡地の利用については市町村が公用、公共用に供する場合、過去の処分例から無償譲渡が可能であり、道教委では現在のところ旧砂川北高跡地利用についての計画はないという内容でした。砂川市としても現時点では具体的な利活用については未定とのことですが、旧砂川北高跡地を何にも使わないというのは当市にとっても大変もったいない話であると思えますし、この問題は何年にもわたって継続してきた問題ですから、未定の一言で済ませるのは余りに無策過ぎると考えるものです。そこで、当市にとっても大切な資産になり得る広大な土地であるがゆえに、今後のしっかりとした展望を協議していく必要があると思っておりますが、砂川市としてどう考えているのか、見解をお伺いします。















この部分については、やはりグラウンドもいろいろな方たちのボランティアで整地しながらやっているわけで、そういう空き地、そういうもののボランティアを活用した利活用というのにはどのようにお考えでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君 前段に妹背牛高校のお話がありましたけれども、先ほどもちょっとご答弁申し上げたので、それでも、やはり今の道の財政状況から、今の北海道の道立高校全体で234校道立高校があるのですけれども、それがありません。先ほど申し上げましたとおり4間口以上の高等募集がなくなったという基本的な考え方があります。小規模校と言われれば1学年に1クラスしかないとか2クラス、3間口以下の学校が約100校以上あるのです。ですから、今の状況でいくと47%ぐらいです。半分以上の高等学校が多くあるというので、これを再募集停止ですとか、いろいろな道が道教委の施策としてやっておりまして、そのときに、いわゆる反対闘争といいますが、札幌でも署名活動をやったとか、というテレビ報道が、新聞等々ありましたが、残念ながら結果になっているという状況です。ですから、道の財政も相当窮屈になってきているというは事実だと思います。ですから、この平成20年度の道の一般会計の予算を見ますと、やはり公債償還費については過去最高の7.823億に上っているという、そういう報道もありますし、特に道債の残高は5兆5,000億にもなっている、利子だけで1日2億7,000万の払いが生じているという、そういう状況の中で、教育、道教委の進める施策について、やはり実施計画には至らないで、教育ビジネス的な基本理念だけの計画に大きくなっているという、そういう状況にありますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

それと、先ほど砂川高校の間仕切りについては、ベニヤ板で仕切っているということがございましたけれども、そういうことはありません。17年のときに、道の予算で約4,000万以上かけて教室の間仕切りをやっておりますので、防音対策もできているというふうな間に聞いておりますので、現実的には間仕切り等、それとロッカーのそれぞれの設置をしているという、そういう状況にありますので、決して望ましいスタイルではないのですね、本当の教室、40人学級の教室を2つに割るわけですから、決して望ましい体制の教室になっているとは思いませんけれども、現状についてはそういう状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それと、一番北高の、旧北高の跡利用の関係につきましても、これについては当然4月以降でいろいろな検討委員会の中でいろいろな考え方が出されると思っておりますので、望ましい方向になるようにぜひ取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 交渉の仕方として、具体的に単位制の学校としてはいろいろな場所が必要だということと、やっぱり狭隘なところで学習しなければならない、そういう状況というのにはどのように具体的に示されて。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君 砂川高校の単位制としての校舎のあり方については、当然教育委員会も、その教室が狭いということと、やはり生徒のいろいろなカウンセリングを受ける部屋等々がないですし、小規模の研修室もありません。から、不足しているという認識は学校当局もそれぞれ理解していると思っておりますし、その点については学校は学校なりに道教委のほうに、あるいは教育委員会としても、そういうような状況を含めまして、今まではとにかく次期長期計画の中に砂川高校の改築をぜひということで進めてまいったのが現実でございます。

それと、前後するかもしれませんが、今の道教委の担当の方々については、当初の砂川南、北高校の統合のときの担当がそれぞれ道教委のほうのそれぞれのポストについている方々ですから、砂川の状況については十分承知している方がいるという、そういうこともあわせてご理解を賜りたいと思っております。

北高跡地の検討委員会がありますので、そちらのほうで全体的な利用の状況については検討されるものだというふうに判断しております。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で特別教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 平成19年第4回定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。まず、1ページ目の総務部総務課の関係では、2点目の砂川市行政改革推進委員会について、2月の27日、第7回砂川市行政改革推進委員会が開催されたわけでありまして、平成19年度の行政改革に関する答申後の状況及び平成20年度予算の影響額について報告をさせていただきました。

次に、2ページの広報広聴課の関係では、1点目の「市長と“すながわ”を語ろう」について、12月の18日、公民館において、社会教育事業「青年コミュニティ学院」の参加者11人とまちづくりに対する意見交換を行ったところであります。

2点目の市勢要覧の発行について、市の特徴や魅力を市内外に紹介する資料として、市勢要覧及び資料編を3,000部作成をいたしました。関係機関や希望者などに配布するとともに、より幅広くPRをするため、市のホームページに掲載をしたところであります。

4点目の砂川市新年交礼会について、1月の10日、砂川パークホテルにおいて実施をいたしました。289名のご参加をいただいたところであります。

6点目の2市3町地域づくり懇談会について、1月の21日、第5回2市3町地域づくり懇談会が開催され、新たに副市長会議を開催をいたしまして、最新の状況、さらには財政推計を作成することにいたしました。2月1日から19日まで5回の副市長会議が開催されたところであります。その後2月の25日、第6回2市3町地域づくり懇談会が開催をされ、これまでの副市長会議の報告を受け、合併における問題点や課題並びに国、道の要請事項などについて協議を行ったところであります。

3ページの8点目のスマートインターチェンジに関する勉強会について、1月の31日、北海道庁において、札幌開発建設部、北海道東日本高速道路株式会社及び砂川市の参加により第2回「スマートインターチェンジに関する勉強会」を開催をいたしました。スマートインターチェンジの必要性と地域にもたらす整備効果、今後の進め方等について協議をしたところであります。

9点目の公的資金補償金免除線外償還の承認について、地方自治体の公債費負担軽減のため、平成19年度から21年度までの国の臨時特例措置として徹底した総人件費の削減を内容とする財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定をし、行政改革に取り組みする場合、財政融資資金などの公的資金のうち高率のものの一部について線外償還が認められ、本来線外償還する場合に必要な利子相当額の補償金も免除されることになったところであります。このことから、一般会計のほか、下水道会計、病院会計においてこれらの計画を策定をし、線外償還の承認を得たところであります。なお、各会計の線外償還額は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、4ページの市民部市民生活課の関係では、1点目の住民基本台帳カードの交付状況について、11月から1

月31日までにおいて申請受理件数は377件、交付済み件数は31件となっております。次に、7ページの社会福祉関係では、1点目の生活困窮世帯年末見舞金の支給について、12月に民生児童委員会を通じて、民生児童委員を通じて9世帯に年末見舞金を支給したところであります。3点目の福祉灯油助成事業について、12月25日から2月20日までに福祉灯油助成券の交付の申請の受付を行い、対象世帯1,518世帯に対し、1,276世帯から申請を受け、このうち該当になった1,140世帯に交付をしたところであります。なお、交付率は75.1%となっております。次に、10ページの経済部商工労働観光課の関係では、5点目の砂川市中心市街地活性化協議会について、2月の7日、第8回砂川市中心市街地活性化協議会が開催され、計画内容の再確認及び市立病院改築の進捗状況報告を行い、市中心市街地回遊政策検討委員会の発足について協議をしたところであります。次に、11ページの農政課の関係では、3点目の農地・水・環境保全向上対策について、活動内容に関し市と協定を交わした富平地区、北光中央地区、豊沼地区、袋地地区、焼山地区、空知太西地区、吉野・宮城の沢、鶉地区の7活動組織は、順調に活動を進め、交付金額等がそれぞれ記載のとおり確定したところであります。次に、13ページの建設部建築住宅課の関係では、1点目の工事の発注状況について、南吉野団地建設関係では発注率は100%、進捗率は50.5%となっているところであります。14ページ、7点目のすながわハートフル住まいる奨励金について、平成18年4月から施行しました。すながわハートフル住まいる奨励金の交付状況は、それぞれ記載のとおりであります。次に、16ページの市立病院の関係では、2点目の附属看護専門学校受験状況について、平成20年度の入学試験は133名の応募があり、1月の24日に学科試験、2月6日に面接試験を実施した結果、2月14日に推薦入学者9名を含む36名の合格者を発表したところであります。以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第5 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第5、教育長行政報告を求めます。  
教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) 前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります。1点目の公立高等学校入試出願状況について申し上げます。2月14日、北海道教育委員会は、平成20年度の公立高等学校入試出願状況を公表いたしました。砂川高等学校は、定員数160名に対し出願数は141名で、19名の定員割れとなったところであります。空知北学区の出願状況は、表のとおりであります。空知北学区は、昨年と比較いたしまして、沼田高校の募集停止で1間口減、滝川高校が6間口から5間口と1間口減となり、2間口80名の減となっているところであります。

2点目の砂川中学校吹奏学部北海道アンサンブルコンクール出場について申し上げます。砂川中学校吹奏学部は、1月13日、岩見沢市で開催された第29回空知地区管楽器個人アンサンブルコンクールにて金賞を受賞し、2月17日、釧路市民文化会館で開催された第39回北海道アンサンブルコンクールに出場し、銅賞を受賞したところであります。

次に、2ページ、3点目の平成19年度教育実践表彰について申し上げます。昨年12月26日、27日、札幌市で開催されました第23回道新杯全道中学校選抜卓球大会兼全国中学校選抜予選会(団体戦)におきまして、石山中学校卓球部が優勝いたしましたので、平成19年度の砂川市教育実践表彰の対象として決定したところでもあります。

次に、3ページ、学校給食センター所管について申し上げます。1点目の給食費の改定であります。2月1日に開催いたしました給食センター運営委員会におきまして、本年度はパンの原料である小麦や他の原材料の単価が急騰していることから、給食の単価を小学生は現行217円を10円アップの227円に、中学生は現行270円を13円アップの283円に改定することを決定したところであります。なお、保護者等へは、2月18日から3月4日までの間に各学校において説明会を開催し、あわせて給食費改定のお知らせ、給食だより、広報等で広く周知を図る予定であります。

2点目の朝食(食生活)のアンケート調査の実施についてであります。子供たちの食生活の乱れや栄養の偏りが懸念される状況にあることから、昨年に引き続き市内小中学校の児童生徒の全員を対象にアンケート調査を行ったところであります。アンケート調査の回収率は90.1%で、昨年より1.5ポイント上回りました。「毎日朝食を摂るか」の問いでは、「摂らない日が多い」と「いつも摂らない」とを合わせて10.8%となり、これは昨年の9.5%より1.3%上昇しており、まだ朝食の大切さが浸透していない状況であります。今後は、アンケートの結果の分析等を行い、詳細に行って食生活の改善に結びつくよう活用するとともに、学校、関係部署等と連携を図りながら、これまで以上に啓発を推進してまいります。

次に、交流センター交流推進課所管について申し上げます。地域交流センターゆうの利用状況につきましては、昨年4月から今年2月までの総計は2,040件、7万6,870名であり、施設オープン以降の施設利用は2,432件、10万5,639名となっており、当初の目標を大きく上回る利用がなされている状況であります。

以上を申し上げます。教育行政報告とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6

- 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
- 議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第6、議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算、議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題といたします。各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,052万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億7,375万5,000円とするものであります。

第2条は、継続費の変更であります。8ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、南吉野団地建設工事について年割額を補正するものであります。

第3条は、債務負担行為であります。9ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、認定農家支援金利子補給に係る限度額の設定を行うものであります。

第4条は、地方債の変更であります。10ページ、第4表、地方債補正に記載のとおり、臨時地方道整備事業債から臨時財政対策債までについて2,430万円を減額補正し、補正後の限度額を5億3,060万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、大部分が決算見込みによる事業費の確定によるものでありますので、主なものと説明にアンダーラインを付してある新規事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、74ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費のうち砂川小学校旧プール、これは昭和49年まで使用していたプールでございますけれども、この基礎コンクリート解体工事費81万6,000円及び旧給食センター跡地埋設物補償金28万4,000円の補正は、旧給食センター跡地のうち1,692.71平方メートルを売却するために必要な砂川小学校旧プール基礎コンクリート解体撤去費と売買契約書に基づく埋設物の除去等に係る補償金であります。

次に、6目企画費で一つ丸、ふるさと活性化事業補助金180万円の減は、該当事業がなかったことによる減であります。

次に、76ページ、13目まちづくり推進費で二重丸、都市再生推進事業費1,291万5,000円の減額は、旧市民会館、特別養護老人ホーム福寿園、旧青少年会館解体工事の事業確定による減であります。

次に、78ページ、2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費のうち標準宅地時点修正委託料5万3,000円の補正は、平成19年7月1日現在で北海道が実施した地価調査の結果、物価の下落があり、価格の修正のため砂川市内5地点の鑑定評価を行うための委託料であります。

次に、86ページ、3款民生費、1項2目知的障害者福祉費で一つ丸、知的障害者自立支援に要する経費のうち介護給付費で823万8,000円の減は、自立支援制度での日割り請求による精算の減であります。

次に、90ページ、5目老人福祉費で一つ丸、老人施設措置に要する経費のうち施設措置費1,018万4,000円の減は、養護老人ホーム措置人員3名の減によるものであります。92ページ、同じく、二重丸、後期高齢者医療制度導入に要する経費138万2,000円の補正のうち、通信運搬費17万1,000円は保険証の送付にかかわる経費、保険証作成委託料4万7,000円は保険証の作成委託、システム改修経費105万円は新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者に係る保険料の激変緩和措置に係るシステム改修経費、その他の経費11万4,000円は旅費であります。

次に、98ページ、3項1目生活保護総務費で二重丸、生活保護システム更新に要する経費1,231万5,000円の補正は、平成13年に導入したパソコン、プリンター及びソフト等、生活保護システム更新に要する経費で、全額国庫補助で整備をするものであります。

次に、112ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、企業振興促進補助金616万2,000円の補正は、継続企業1社、新規対象企業3社によるものであります。

次に、114ページ、8款土木費、2項3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費1,496万8,000円の減は、事業確定による減であります。

次に、120ページ、5項2目住宅管理費で二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費618万円の減は、永く住まいる住宅改修補助金で当初40件見込んでおりましたが、実績が14件だったことによる減が主なものであります。

3目市営住宅建設費で二重丸、南吉野団地建設事業費1,675万8,000円の減は、事業確定による減であります。

次に、134ページ、10款教育費、4項1目社会教育費で二重丸、地域交流センターの運営管理に要する経費1,269万円の減は、運営管理委託料のうち電気料で、当初予算では施設設備の総電力量850キロワットの約70%の595キロワットと基本電力量を想定して予算計上いたしました。施設オープン後の使用実績146キロワットがピークであったことから、節電にも努めましたが、基本電力量が146キロワットとなったことによる減であります。

次に、136ページ、5項2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費のうち、つりもの装置撤去工事費45万円の補正は、総合体育館のアリーナで音楽祭等の催しもの開催時に臨時的に設置されるステージの照明や幕等のつりものについて、使用回数の減少と維持管理経費等の観点から、これらの撤去に係る経費を補正するものであります。

次に、142ページ、11款1項1目元金で一つ丸、地方債償還元金8,874万円の補正は、実質公債比率引き下げのために北海道市町村振興協会に当初予算3,000万円を補正して繰上償還することとし、また公的資金補償金免除償還分として4,304万円を繰上償還するものであります。

次に、144ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金2,271万4,000円の減は、病床数が多いことによる給付費増高分に対する交付税算入分の減によるものが主なものであります。

同じく、2目下水道会計繰出金1,351万1,000円の補正は、下水道全体計画の見直しによる資本費平準化の減によるものであります。

同じく、3目病院会計繰出金3,060万7,000円の補正は、交付税算入起債償還分の増によるものが主なものであります。

3項1目開発公社費で一つ丸、砂川市土地開発公社事業補助金450万円の補正は、すずらん団地2区画分、あかね団地1区画分について売買が成立し、住宅を建設、居住したことによる150万円掛ける3区画分に対する補助金であり、本年度の実績は8区画となるものであります。

次に、146ページ、13款職員費、1項1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費3,293万円の減は、中途退職者2名によるもののほか、特別職の期末手当の削減及び行政改革による職員人件費削減の19年度前倒し分によるものであります。

以上が歳出でありまして、歳入については11ページ、総括でご説明を申し上げます。10款地方交付税は1億995万4,000円の補正となりますが、普通交付税で当初予算計上34億8,000万円に対して決定額が35億8,995万4,000円となったことによるものであります。この主な要因としては、砂川市の行政改革の実績が反映され、地域振興費で8,700万円ほど算入されたこともあり、当初地財財政計画での4.4%減の見込みほど落ちなかったことによるものであります。

16款財産収入は6,532万1,000円の補正となりますが、土地売却収入で土地開発公社より買い戻した工業団地用地と北光公園用地のほか、旧給食センター跡地を売却したものが主なものであります。

18款繰入金は1,013万3,000円の補正となりますが、まちづくり事業基金繰入金1,449万円の減は事業確定により基金へ繰り戻すもので、財政調整基金繰入金2,019万7,000円の減は地方交付税の増及び歳出の減により財源調整のため基金に繰り戻すものであります。減債基金繰入金4,570万円の補正は、繰上償還のため繰り入れるものであります。

20款諸収入は1億6,720万1,000円の減となりますが、砂川振興公社貸付金1億6,800万円を国の指導により短期貸付金から長期貸付金に振りかえることによるものであります。

21款市債は2,430万円の減となりますが、事業確定による減であります。

以上が歳入の主なものであります。

なお、148ページに継続費に関する調書、150ページに債務負担行為に関する調書、152ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第2号、議案第4号、議案第5号についてご説明を申し上げます。初めに、議案第2号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,560万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。24ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で593万7,000円の増は、一般管理事務に要する経費の給料以下記載の人件費のほか、主に医療制度改革に伴う国の高齢者負担凍結による新たなシステム改修が必要となり、プログラム変更委託料333万9,000円の補正、また国保事業共同電算化に要する経費として制度改正に伴う国保データベースシステムの保守点検委託料105万円の補正によるものであります。

3項1目特別対策費で4万4,000円の減は、医療費適正化対策に要する経費のうち健康管理システム借上料を保守点検委託料とし、共済費、電算業務委託料の確定に伴う減額であり、27ページの収納率向上対策に要する経費は燃料費、旅費の増によるものであります。

28ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で700万円の減、2目退職被保険者等療養給付費で4,700万円の増は、平成19年度当初予算でそれぞれ18年度決算見込みの3%増を計上いたしました。今年度10カ月分の療養給付費は一般被保険者分で昨年同月比1%の増にとどまっているための減、退職被保険者で昨年同月比約1%の増となっているための補正であります。

4目退職被保険者等療養費で75万円の増、5目審査手数料で20万円の増は、いずれも件数の増によるものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費で400万円の減、30ページであります。2目退職被保険者等高額療養費で700万円の減は、いずれも件数の減によるものであります。

4項1目出産育児一時金で350万円の減は、件数の減。

5項1目葬祭費で30万円の増は、件数の増であります。

32ページをお開き願います。3款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金で3,026万3,000円の減、2目老人保健事務費拠出金で44万2,000円の減、続きまして34ページの4款介護納付金、1項1目介護納付金で659万8,000円の減は、それぞれ拠出金、納付金の確定によるものであります。

36ページをお開き願います。6款保健事業費、1項1目疾病予防費は24万8,000円の減額補正となります。が、ネットワーク構築委託料21万6,000円の補正は、特定健診等のシステムを北海道国民健康保険団体連合会との間で構築するためのパソコン設定環境調査及びLAN配線等に要する経費であり、無受診世帯記念品、がん検診、基本健診、インフルエンザ予防接種各負担金及び健康まつりに要する経費は、事業費等の確定による補正であります。

38ページをお開き願います。8款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で124万円の増は、一般被保険者に係る過年度過誤納還付金の増によるものであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税で28万2,000円の減は、医療給付費分の賦課限度額の引き上げはあるものの、一般被保険者分及び退職被保険者分において被保険者数、課税所得が増減したことによるものであります。

2款国庫支出金で870万8,000円の減、3款療養給付費等交付金で4,699万5,000円の増、4款道支出金で648万1,000円の減は、いずれも歳出の保険給付費に基づく国、診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分の減によるものであります。

6款共同事業交付金で864万1,000円の減は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の対象医療費の減によるものであります。

7款繰入金で1,480万5,000円の減は、一般会計繰入金2,271万4,000円の減及び国保基金繰入金790万9,000円の増によるものであります。

9款諸収入で1,176万4,000円の減額補正は、一般被保険者返納金で598万1,000円の増となるものの、今年度の赤字額を2,031万6,000円と見込み、平成20年度予算の繰り上げ充用金で賄う雑入を1,772万7,000円減とすることによるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第4号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,609万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,376万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。20ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で26万4,000円の減は、主に電算業務等委託料の減であります。

22ページをお開き願います。2款医療諸費、1項1目医療給付費で1,900万円の減及び2目医療費支給費で330万円の減は、医療費の減によるものであります。

3目審査支払手数料で52万8,000円の減は、受診件数の減によるものであります。

4目高額療養費で700万円の増は、対象給付費の増によるものであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をさせていただきます。1款支払基金交付金で190万2,000円の減、2款国庫支出金で1,452万6,000円の減、3款道支出金で362万5,000円の減は、医療費の減による負担ルール分の減額であります。

4款繰入金で387万3,000円の減は、医療費分のほか、事務費分の減によるものであります。

5款繰越金で1,000円の減は、平成18年度決算において繰越金が発生しなかったことによる減であります。

6款諸収入で783万5,000円の増は、5カ所の医療機関からの過大請求に伴う返納金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第5号 平成19年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,634万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億758万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。22ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費116万6,000円の増は、介護保険制度改革に伴う電算システム改修委託料の増によるものであります。

2項1目賦課徴収費5,000円の減は、口座振替手数料の減によるものであります。

3項1目介護認定審査会費25万5,000円の減は、主に審査回数の減による委員報酬の減であります。

3項2目認定調査費53万8,000円の減は、主に主治医意見書手数料及び調査委託料の減によるものであります。

24ページをお開き願います。2款保険給付費6,582万8,000円の増は、1項3目施設介護サービス給付費で3,188万4,000円の増、26ページの2項1目介護予防サービス給付費で1,429万1,000円の増、28ページの3項1目高額介護サービス費で400万8,000円の増、30ページの4項1目特定入所者介護サービス費で2,556万5,000円の増などが主なものであります。

続いて、32ページをお開き願います。4款基金積立金724万4,000円の減は、保険給付費の増等により介護給付費準備基金積立金を減額するものであります。

34ページをお開き願います。5款地域支援事業費274万4,000円の減は、1項2目介護予防一般高齢者施策事業費の在宅老人配食サービス委託料で118万5,000円の減及び36ページの2項2目任意事業費の在宅老人配食サービス委託料で136万8,000円の減等が主なものであります。

38ページをお開き願います。7款諸支出金13万8,000円の増は、過年度過誤納還付金の増によるものであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をさせていただきます。1款保険料66万5,000円の減は、主に所得階層第6段階の被保険者数の減によるものであります。

2款分担金及び負担金102万円の減は、地域支援事業の実施に伴う自己負担の減によるものであります。

3款国庫支出金1,180万8,000円の増は、保険給付費の増等による負担ルール分の増及び電算システム改修に対する事業費補助金の増によるものであります。

4款支払基金交付金2,003万5,000円の増及び5款道支出金1,397万7,000円の増は、保険給付費の増等により負担ルール分をそれぞれ増額するものであります。

6款財産収入23万円の増は、介護給付費準備基金運用利子の増によるものであります。

7款繰入金1,198万1,000円の増は、保険給付費の一般会計負担ルール分の増及び介護給付費準備基金を繰り入れ、収支の均衡を図るものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長

○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第3号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,827万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,325万9,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費であり、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、4ページの第2表、繰越明許費に記載のとおりとするものであります。繰り越しをしますのは、1款下水道費、1項下水道整備費で、事業名は流域下水道整備事業であり、繰り越しする金額は240万5,000円であり、これは、道が繰越事業として施工する流域下水道建設工事の市の建設負担金であります。

第3条は、地方債の補正であり、5ページの第3表、地方債補正に記載のとおり、未利用施設の減少に伴う下水道資本平準化債の減と事業完了見込みによる公共下水道整備事業債、個別排水処理施設整備事業債の減及び繰上償還に伴う利率5.5%以上の公営企業金融庫資金を対象とした高資本費対策借換債と利率7%以上の資金運用部資金を対象とした公的資金補償金免除借換債の増であり、4億8,140万円を増額し、補正後の総額を7億3,220万円とするものであります。

補正の主なものにつきましては、22ページの歳出からご説明いたします。1款下水道費、1項下水道整備費、1目一般管理費157万3,000円の減は、人事異動と給与改定による人件費の減と平成18年度分消費税納付額の確定による公課費の減が主なものであります。

2目維持管理費264万8,000円の減は、ポンプ場維持管理など委託料の減と平成18年度分汚水処理水量の確定に伴う流域下水道組合負担金の減が主なものであります。

24ページ、2目公共下水道整備事業費19万9,000円の増は、事業費確定等によるものであります。

28ページ、2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費395万5,000円の減は、合併処理浄化槽の設置基数が減ったことによる工事請負費と浄化槽維持管理委託料の確定による減が主なものであります。

30ページ、3款公債費4億9,625万円の増は、平成19年度から平成21年度までの3カ年で実施される利率5%以上の起債を対象とした繰上償還であり、3カ年で1億2,007万円の繰上償還を予定しておりますが、平成19年度においては公庫資金で2億1,538万2,000円、資金運用部資金で2億8,116万9,000円、合計4億9,655万1,000円の繰上償還を行うものが主なものであります。なお、平成20年度には3億2,572万3,000円、平成21年度には6億9,779万6,000円の民間資金の借りかえによる繰上償還を予定しており、利子負担は3カ年の借りかえで3億2,473万1,000円が後年次において軽減される見込みとなっております。

続きまして、歳入につきましては、7ページの総括でご説明いたします。1款分担金及び負担金11万6,000円の減は、合併浄化槽設置基数が減ったことによる個別排水処理分担金の減が主なものであります。

2款使用料及び手数料474万4,000円の減は、滞納繰り越し収納率を50%から30%に見直すことによる減が主なものであります。

4款繰入金1,351万1,000円の増は、収支不足分の調整によるものであります。

5款繰越金116万円の増は、平成18年度決算確定によるものであります。

6款諸収入294万円の減は、水洗便所改造資金貸付件数の減による元利収入の減が主なものであります。

7款市債4億8,140万円の増は、下水道資本平準化債及び事業完了見込みによる公共下水道整備事業債と個別排水処理施設整備事業債で1,340万円の減となりますが、繰上償還に伴う借換債4億9,480万円を借り入れたことによるものであります。

なお、32ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長

○市立病院事務局長 奥山 昭君（登壇） 議案第6号 平成19年度砂川市病院事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

第2条は、予算第2条で定めた業務の予定量を補正するもので、(2)、年間患者数を入院で6,954人減の14万8,962人、外来で1万6,415人減の25万9,700人とし、(3)、1日平均患者数を入院で19人減の407人、外来で67人減の1,060人とするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、病院事業収益で2億6,163万9,000円を増額し、病院事業費用で3億2,055万円を増額し、収入、支出をそれぞれの総額を108億5,725万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正であります。資本的収入で4億1,125万5,000円を増額し、7億7,378万7,000円とし、資本的支出では3億2,198万3,000円を増額し、13億9,366万9,000円とするものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。改築事業実施設計及び医療機械器具整備事業の一部につきまして、過年度損益勘定留保資金より補正することといたしましたので、改築事業実施設計分で180万円減額し、総額5320万円に、医療機械器具整備事業分で150万円減額し、総額1億2,150万円に、また公的資金補償金免除借換債につきましては、当院の公営企業経営健全化計画が市の財政改革に適することから公的資金の繰上償還が認められ、補償金が免除されたことにより4億970万円増額いたしました。合計4億640万円の増額となり、限度額を5億8,440万円に補正するものであります。

3ページをごらんください。第6条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与と費を5億639万1,000円とするものであります。

第7条は、予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額を2億8,325万2,000円とするものであります。

4ページをごらんください。

収益的収入であります。1項医業収益2億6,163万9,000円の増額内訳は、1目入院収益で1億959万8,000円、2目外来収益で1億4,112万2,000円、3目その他医業収益で874万2,000円であり、入院及び外来収益は延べ患者数は減少しましたが、高度医療の提供に伴い1人当たりの診療単価が増加したこと、その他医業収益は主に集団健診、文書料が増加したことによるものであります。

2項医業外収益3,646万6,000円の増加は、主に他会計負担金及び補助金の増によるものであります。

3項看護専門学校収益276万9,000円の増加は、負担金交付金算出基準の在籍生徒数が増加したこと増額になったものであります。

4項特別利益3,705万8,000円の減額は、退職手当組合還付金の減によるものであります。

6ページの収益的支出であります。1項医業費用、1目給与費で3,441万9,000円の増額は、重篤な患者を集中治療室、ICUにおいて24時間体制の診療を行うため、医師の当直体制を実施したことによる宿日直手当の増加及び夜間における看護人員配置の充実に伴う夜間看護等手当の増加によるものが主な要因であります。

2目材料費で3億3,947万円の増加は、抗がん剤等の高価な薬剤の使用及び長期投薬件数の増加と高度医療に伴う手術及び検査等に使用する診療材料の高額化によるもの、また感染症対策強化による術衣及び衛生材料のディスプレイ化などにより増額するものであります。

3目経費4,658万1,000円の減額は、原油価格高騰により8節燃料費を1,163万7,000円増額いたしました。11節修繕費の院舎用及び住宅用を4,300万円減額するものであります。

4目減価償却費17万6,000円の減額は、器械備品に係る減価償却費であります。

5目資産減耗費130万5,000円の増額は、医師住宅2軒及び医療機器11品目に係る固定資産の除却費であります。

8ページをお開きください。6目研究研修費158万7,000円の減額は、看護部の講演及び道内研修を縮減したことによるものであります。

2項医業外費用84万9,000円の増額は、1目支払利息及び企業債取扱諸費で1節企業債利息を当初1,455万で算出したところであり、借入れ時期の利率が1.65%となったことから31万5,000円の増額となり、2目消費税の53万5,000円の増額は課税収入の増によるものであります。

3項看護専門学校費用につきましては、1目給与費で854万3,000円の減額は、予算人員の1名減によるものであります。

4項特別損失139万4,000円の増額は、前年度以前の医療費調定による過年度損益の修正損によるもので、1目過年度損益修正損は149万円の増額、2目不納欠損は9万6,000円を減額するものであります。

10ページをお開きください。資本的収入であります。1項企業債4億640万円の増額は、改築事業実施設計分で180万円減額し、医療機械器具整備事業分で150万円減額し、公的資金補償金免除借換債においては4億970万円増額し、総額4億640万円増額し、限度額を5億8,440万円に補正するものであります。

2項投資償還金185万6,000円の増額は、看護学生学資金の返還期間短縮によるものであります。

3項補助金235万円の増額は、暮らし・にぎわい再生事業に係るものであります。

4項寄附金は、64万9,000円の増額であります。

12ページをごらんください。資本的支出で1項建設改良費8,682万2,000円減額の1目改良事業費、改築事業費は、1節実施設計費において入札で金額が確定したことから26万3,000円を減額するものであり、2節事務費では給与費の手当及び新病院建設予定地の仮囲い経費25万2,000円を追加したものであります。

2目資産購入費は、医療器械、医療機器購入費8,631万9,000円の減額であります。

3目住宅改築費は、医師住宅の入札金額178万5,000円の減額であります。

4目建設利息は、改築に係る企業債の利息4,000円の減額であります。

3項投資96万6,000円の減額は、1目長期貸付金で看護学生奨学金が当初予定していた貸付者数を下回ったことによるものであります。

14ページ以降は、関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。  
これより議案第1号から第6号までの一括総括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 議案第1号 平成19年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

社会福祉費と生活保護費にまたがりまして、総括で質疑をさせていただきたいと思いますが、既に先ほどの市長の主要行政報告でもありましたように、生活困窮者への灯油購入助成事業についてお伺いをいたします。先ほどの報告では、この交付率が75.1%ということになっておりましたけれども、12月の補正のときにもいろいろ議論になりましたように、対象者への通知の徹底についてどうだったのかと。近隣市町村を見ますと、本人に直接連絡をした自治体の支給率は非常に高い状況になっておりますので、そのあたりについてまず第1に伺います。

2つ目には、生活保護世帯の対応についてであります。厚生労働省は、昨年12月26日、灯油購入助成の生活保護法上の取り扱いについてという事務連絡を出して、生活保護世帯にも福祉灯油が拡充できるようにいたしました。財源も特別交付税で措置するというふうに言われております。しかし、残念ながら砂川市は生活保護世帯への支給はなされないという状況でありましたけれども、これから石油の高騰もしばらく続くというふうに言われておりますので、今後の支給の方法を検討する上でも非常に大事な点だというふうに考えますので、この2点についてお伺いをいたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) ただいま民生費の関係で福祉灯油の関係でご質問がございました。まず初めに、行政報告でも報告をさせていただきました福祉灯油、交付率75.1%でありましたけれども、対象者の通知について直接本人通知を含めてどうであったのかということに関するのと、もう一点はこの福祉灯油について生活保護世帯にも拡充することが大切ではなかったかというご質問であります。

まず、1点目の福祉灯油の関係でありますけれども、75.1%と、この交付率につきましては高いか低いのかという関係につきましては、私どもできる限りの市民周知を行いました。その結果75.1ということであり、参考まで

に他市町と比較をしても、周知の面では、周知の方法についてはでき  
に限る方法をもとに、周知の面では、周知の方法についてはでき  
た通知を、周知の面では、周知の方法についてはでき  
に市民生活の面では、周知の方法についてはでき

は、12月の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
間、12月の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
期加算の額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
町村の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
とい、12月の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
対象となる生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
象外置か、12月の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
ほどよく、12月の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。  
○土田政己議員 福祉灯油は大変喜ばれました。冬は特に寒い冬でございましたので、大変喜ばれた制  
度でありまして、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
り、それから生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
冬を越したとき、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
すか、この生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
います。砂川市の生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
し、あるいは生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
人情報をきちま、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
個人情報を守り、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
だけで生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
に交付率を高、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
っぱり受給して、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
る頑張った、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
という市町村、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
油が高くなる、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
だきたい、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に

それか、もう一つ、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
ったです。しかし、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
活保護世帯について、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
げてくださ、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
した。先ほど、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
度。先ほど、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
し、これは、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
給は、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
異常な、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
い、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
の言う、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
うふう、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に

○議長 北谷文夫君 市民部長。  
○市民部長 井上克也君 福祉灯油のことで、周知の面では、周知の方法についてはでき  
し、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
等、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
こと、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
ある、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
です、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
った、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
として、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
て、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
ま、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
それ、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
ほどの、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
の福祉灯油、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
生労働省、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に  
ま、生活保護費の加算額について、11月の生活保護費の加算額よりも、この点に

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。  
○土田政己議員 今部長から答弁いただきました。そして、厚生労働省が対応していくのは当然  
ですけれども、ぜひ砂川市としてもその辺対応について検討いただきたいということを申し上げて、終わります。  
○議長 北谷文夫君 他にございませつか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
これで議案第1号から第6号までの一括総括質疑を終わります。  
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっております6議案は、全員で構成する第1予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期  
中審査を行うことにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について  
○議長 北谷文夫君 お諮りします。  
第1予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。  
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時00分